

◎新潟県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 阿賀野都市計画道路（阿賀野市決定）
名称 3・4・1号 下条日の出線
3・4・3号 向野大路線
3・6・8号 百津小里線
3・4・10号 中島線

- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課